

# 高等教育の修学支援新制度における 令和4年度日本学生支援機構給付奨学金 在学採用申込について（4年生対象）

※ 今年4月に本奨学金の募集を行いました。4年生については、以下の学力基準を適用できますので再度案内します。希望者は以下の申込手順により手続きをしてください。

学力基準の変更点：「GPAが上位1/2以上」または「修得した単位数が標準単位数以上かつ学修計画書の提出」→「1～3年次の評定平均値が3.5以上」または「学修計画書の提出」

高等教育の修学支援新制度における日本学生支援機構給付奨学金は、「授業料減免」・「日本学生支援機構給付奨学金」の支援となります。生計維持者の所得・通学形態・家族構成等により、支援額が決定されます。

## 1. 申込資格

令和4年度に本科4年生で、以下の学力基準及び家計基準に該当する者。

（ただし、過去に本科4年生以上の時に留年又は現在留年中の者は対象外）

【学力基準】※いずれかに該当すること

（1）高専1～3年次における評定平均値が3.5以上（小数点第2位で四捨五入）

（2）将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが「学修計画書」で確認できること

【家計基準】（収入基準・資産基準）※いずれかの区分に該当すること

（第Ⅰ区分）申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

（第Ⅱ区分）申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

（第Ⅲ区分）申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」で、新制度の対象になりそうかどうか大まかに調べることができます。 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

支援金額（国公立高等専門学校の場合）※区分により支援金額が異なります

	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
日本学生支援機構 給付奨学金（月額）	17,500円 (25,800円)	34,200円	11,700円 (17,200円)	22,800円	5,900円 (8,600円)	11,400円
授業料減免額（半期）	117,300円（全額）		78,200円		39,100円	

※生活保護世帯（受けている扶助の種類は不問）の人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、（ ）内の金額となります。

※受給資格は原則として令和4年4月分から卒業（修業年限の終期）までです。ただし、採用後は定期的に適格認定（採用区分の見直し）が行われ、学業成績や家計基準により、区分の変更や廃止となることがあります。

す。また、懲戒処分を受けた場合は、認定の取り消しや停止となります（詳細は給付奨学金案内 P22）。

## 2. 申込手順

- ①学生係から配布書類を受け取る。（令和4年6月15日（水）まで）
  - ②スカラネット入力準備用紙（給付奨学金案内に同封）に必要事項を記入後、インターネット（スカラネット）を通じて必要事項を入力（申請）する。（令和4年6月26日（日）まで）
  - ④入力後にマイナンバーを日本学生支援機構に郵送する。（入力後一週間以内に郵送。かつ、令和4年6月28日（火）まで）
  - ⑤学生係に「給付奨学金確認書」、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出する。（提出期限：令和4年6月28日（火））
- ※⑤まで完了した者について、学生係で取りまとめ、学内選考を経て日本学生支援機構に推薦します（該当者には学修計画書の提出を依頼することがあります）。

## 3. 学生係からの配布書類

- ・「2022年度在学者用 給付奨学金案内」
- ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- ・マイナンバー提出書のセット
- ・インターネット入力用 ID・パスワード

## 4. 提出書類（全員提出）

No.	提出書類	注意事項	提出期限	提出先
1	マイナンバーの提出	申請者が日本学生支援機構に簡易書留にて直接郵送してください。（確認書類（番号・身元）を同封すること）	スカラネット 入力後1週間以内 （6月28日）	日本学生 支援機構
2	給付奨学金確認書	給付奨学金案内に掲載していますので、該当ページを切り取って使用してください。 ※記入する住所が住民票と違っていても、現住所を記入してください。	令和4年 6月28日（火）	学生課 学生係
4	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	決定通知があるまで、令和4年度前期授業料は徴収が猶予されます。（給付奨学金案内 P23～を参照） ※ 授業料納付済みで奨学金受給者となった場合は、納付済みの授業料は返金します。		

注）その他必要書類については、学生により異なりますので、案内冊子 P18 をご覧ください。

## 5. その他連絡事項

- （1）申請を取りやめる場合は、その旨を必ず学生係へ連絡してください。
- （2）不明な点がありましたら学生係へお問合せください。
- （3）書類に記載された個人情報、奨学金の申請に関する資料としてのみ使用します。

### 《提出・問合せ先》

〒410-8501 沼津市大岡3600  
沼津工業高等専門学校 学生課学生係  
TEL：055-926-5734  
FAX：055-926-5882